

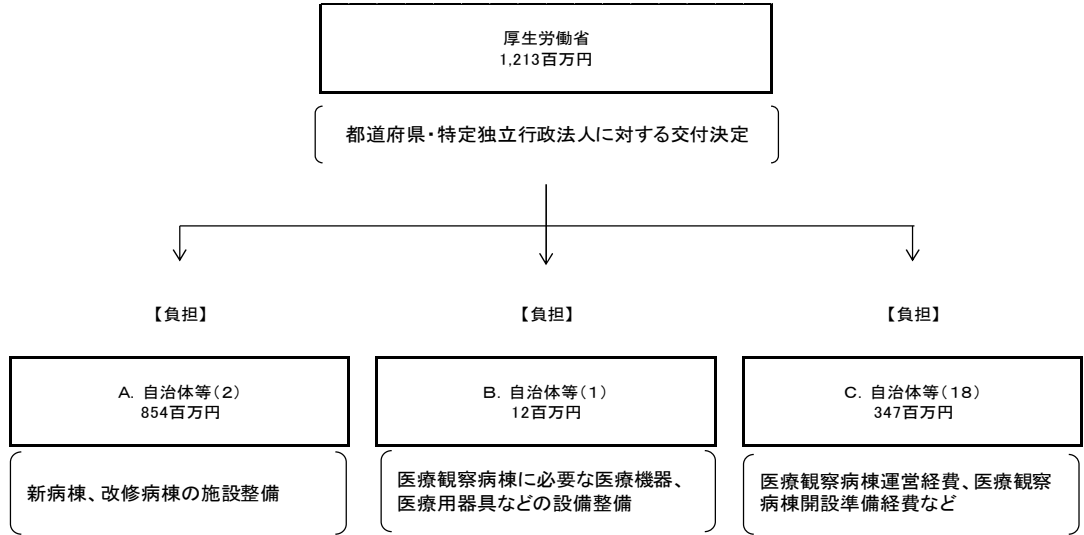
平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

<b>事業名</b>	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等			<b>担当部局庁</b>	社会・援護局障害保健福祉部			<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	平成17年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室			江浪 武志	
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第102条			<b>関係する計画、通知等</b>	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設・設備整備費の国庫負担について(平成22年3月31日厚生労働省発障0331第42号)等				
<b>主要政策・施策</b>	障害者施策			<b>主要経費</b>	社会保障				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること。								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	医療観察病棟建設予定の都道府県、特定地方独立行政法人等を対象に、施設整備事業費(新病棟、改修病棟)、設備整備事業費(医療観察病棟に必要な医療機器、医療器具など)を負担するとともに、指定入院医療機関の運営(医療観察病棟運営経費、医療観察病棟開設準備経費など)に必要な経費を負担する。(負担率10/10)								
<b>実施方法</b>	負担								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	2,492	601	529	14	-		
		翌年度へ繰越し	▲601	▲529	▲14	-	-		
		予備費等	-	▲670	-	-	-		
		計	7,765	2,329	2,385	1,160	1,029		
	執行額	5,815	1,550	1,213	-	-			
執行率(%)	75%	67%	51%	-	-				
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
<b>定量的な成果目標の設定が困難な場合</b>	<b>定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標</b>	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
	<b>事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績</b>	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度
	指定入院医療機関を全国で800床程度整備する。	整備済み病床数		実績	床	744	791	808	-
				目標値	床	800	800	808	825
				達成度	%	93%	99%	100%	-
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	施設整備実施施設数	活動実績	施設	7	3	2	-		
		当初見込み	施設	8	6	3	2		
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	運営費負担金交付施設数	活動実績	施設	30	30	31	-		
		当初見込み	施設	30	30	31	32		

単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	X/Y X:施設整備費負担金の支出額 (前年度からの繰越し分を含む) Y:施設整備実施施設数						
	単位当たり コスト	百万円	596	302	427	294	
	計算式	X/Y	4,173/7	905/3	854/2	587/2	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	X/Y X:運営費負担金の支出額 Y:運営費負担金交付施設数						
	単位当たり コスト	百万円	51	21	11	17	
	計算式	X/Y	1,538/30	621/30	347/31	546/32	
平成 27・ 28 年度 予算 内訳 (単位: 百万 円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由			
	心神喪失者等医療観察法 指定入院医療機関施設整 備費負担金	573	450	新規整備計画の見直しによる減			
	心神喪失者等医療観察法 指定入院医療機関設備整 備費負担金	27	30				
	心神喪失者等医療観察法 指定入院医療機関運営費 負担金	546	549				
計	1,146	1,029					

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	医療観察法において、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用は国が負担することとされている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	医療観察法において、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用は国が負担することとされている。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	医療観察法において、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用は国が負担することとされており、優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	医療観察法において、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用は国が負担することとされている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	医療観察法において、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用は国が負担することとされている。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	負担事業者が事業を実施するに当たっては、入札等を行い事業費の削減に努めている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業計画等を審査し、事業目的達成のために必要な経費に限って支出している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不測の事態による整備の遅れや、あらかじめ見込むことが困難な事由による計画の変更が生じたものである。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		△	定量的な目標設定にはなじまないが、代替指標の実績については、代替目標に見合ったものになっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	不用率が大きいものの、事業実施施設数は概ね見込みどおりの実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	指定入院医療機関において、医療観察法に基づき、対象者に対する適切な医療が実施されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	指定入院医療機関整備等は、医療観察病棟の整備を行う都道府県、特定地方独立行政法人等に対して必要な経費を負担するものである。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部	785	心身喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業		
点検・改善結果	点検結果	医療観察法に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、医療観察法第81条第1項により、国はその精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を提供することとされ、第102条により、当該医療を実施する指定入院医療機関の整備・運営にかかる経費(主として開設当初に要する費用)については国が負担することとされている。 本事業は、設置主体である自治体等の整備計画を基に医療機関の整備状況を勘案し、計画的に予算計上しているところである。			
	改善の方向性	指定入院医療機関の整備病床数は当初の目標数に到達しているところであるが、地域偏在等の課題があることから、引き続き、近年の執行実績等を踏まえ、適正な予算措置を講じていくものとする。			
外部有識者の所見					
26年度までの執行率低調を受けて、27年度予算が計画されているが、同様次年度予算要求においても勘案すること。また、開始年度から10年近くが経過することに鑑み、必要性の再認識、事業目標達成のための効果的な手法を検討すること。(井出)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善	外部有識者の指摘を踏まえ、より効果的な他の手法に重点化することができないか、検討すること。また、執行率が低調に推移している要因を分析し、執行率の改善を図ること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	指定入院医療機関のない地域への整備が課題となっているが、地元自治体や周辺住民の理解が得られない等の理由により、計画通りに整備が進んでいないため、執行率が低調に推移しているところである。 引き続き地元の理解を得るため関係機関への働きかけを行い、28年度予算要求においても、近年の執行実績を踏まえ、新規整備計画の規模を見直すなど要求額の縮減を行うこととした。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	514	平成23年度	467	平成24年度	411
平成25年度	770	平成26年度	768		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.愛知県			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
施設整備費	愛知県立城山病院の新病棟整備	466			
計		466	計		0
B.山形県			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
設備整備費	山形県立鶴岡病院の医療機器など設備整備	12			
計		12	計		0

**費目・使途**  
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

C.独立行政法人国立病院機構			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
運営費	花巻病院等の運営事業	105			
計		105	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	愛知県	愛知県立城山病院分施設整備事業	466	-	-
2	山形県	山形県立鶴岡病院分施設整備事業	388	-	-

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山形県	山形県立鶴岡病院分設備整備事業	12	-	-

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立病院機構	花巻病院ほか分運営事業	105	-	-
2	栃木県	栃木県立岡本台病院分運営事業	67	-	-
3	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	国立精神・神経医療研究センター病院分運営事業	57	-	-
4	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	神奈川県立精神医療センター 芹香病院分運営事業	44	-	-
5	山形県	山形県立鶴岡病院分運営事業	38	-	-
6	滋賀県	滋賀県立精神医療センター分運営事業	10	-	-
7	地方独立行政法人大阪府立病院機構	大阪府立精神医療センター分運営事業	5	-	-
8	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	岡山県精神科医療センター分運営事業	3	-	-
9	地方独立行政法人山口県立病院機構	山口県立こころの医療センター分運営事業	3	-	-
10	鹿児島県	鹿児島県立始良病院分運営事業	2	-	-